



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 8 2 号

平成25年(2013年)12月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>告 示</b>	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2
地縁による団体の認可について (市民協働推進課)	3
地縁による団体の告示された事項の変更につ いて ( " )	4
<b>公 告</b>	
予防接種を行うことについて (健康総務課)	4
土地区画整理組合の理事の退任について (市街地再生課)	4
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	5
<b>選挙管理委員会告示</b>	
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	5

議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管 理委員及び監査委員の解職の請求の場合にお ける署名者の最低数について ( " )	5
教育委員会の委員の解職の請求の場合におけ る署名者の最低数について ( " )	5
合併協議会の設置の請求の場合における署名 者の最低数について ( " )	5
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の 場合における署名者の最低数について ( " )	6
<b>監査公表</b>	
監査公表 (第18号・第19号) (監査事務局)	6
<b>農業委員会告示</b>	
平成25年第12回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	10
<b>公営企業告示</b>	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	10
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について ( " )	11

## 告 示

### ●金沢市告示第309号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成25年12月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場  
金沢市営本町2丁目自転車駐車場  
金沢市営西金沢駅東自転車駐車場  
金沢市営西金沢駅西自転車駐車場  
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
金沢市営東金沢駅西自転車駐車場  
金沢市営森本駅東第1自転車駐車場

- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営矢木1丁目自転車駐車場
- 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 165台
- 原動機付自転車 2台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成25年11月1日から同月30日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号  
財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成25年12月11日から平成26年3月10日まで  
午前10時から午後7時まで  
場所 金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第310号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	3	0
香林坊地区自転車等放置禁止区域	2	0
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	2	0
豎町地区自転車等放置禁止区域	2	0
安江町地内	1	0
増泉2丁目地内	3	0
打木町地内	1	0
大野町4丁目地内	1	0
泉3丁目地内	1	0
田上町地内	1	0
下本多町六番丁地内	1	0
西泉3丁目地内	0	1

西泉1丁目地内	自 転 車	17台
北塚町地内	自 転 車	3台
吉原町地内	自 転 車	1台
長田町地内	自 転 車	1台
兼六町地内	自 転 車	1台
問屋町1丁目地内	自 転 車	1台
西念4丁目地内	自 転 車	1台
中屋町2丁目地内	自 転 車	1台
元町2丁目地内	自 転 車	1台
野町5丁目地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
千日町地内	自 転 車	1台
上安原1丁目地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日  
平成25年11月1日から同月30日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
  - (1) 期間  
平成25年12月11日から平成26年6月10日まで
  - (2) 場所  
金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

#### ●金沢市告示第311号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称  
東長江団地町会
- 2 規約に定める目的  
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域

町の名称	字	地 番
東長江町	利	1番4～7、1番9～12、1番14～17、1番19～20、1番22、3番6～9、3番11～12、3番15～17、3番19～21、3番27
	は	1番2～3、4番5～8、4番10～11、4番13～16

- 4 主たる事務所  
金沢市東長江町利3番地16
- 5 代表者の氏名及び住所  
森 太喜夫  
金沢市東長江町利3番地16
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由

総会員の 4 分の 3 以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

平成25年12月11日

●金沢市告示第312号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
田子島町会	代表者の氏名及び住所	上田 勲 金沢市湯涌田子島町ホ124番地	前田 弘 金沢市湯涌田子島町ホ152番地 2	平成24年 4 月 1 日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成25年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 予防接種の種類  
インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
  - (1) 65歳以上の者
  - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者
- 3 予防接種を行う期間  
平成25年12月11日から同月31日まで
- 4 予防接種を行う場所  
別表のとおり
- 5 予防接種を受けることが適当でない者
  - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
  - (2) 明らかな発熱を呈している者
  - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
  - (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
  - (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
西村 彰	西村眼科クリニック	金沢市高尾台3丁目12番地

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の退任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成25年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市副都心北部直江土地区画整理組合

退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
本倉 三千雄	東京都渋谷区代々木5丁目12番10-309号	平成25年10月21日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成25年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市西泉5丁目73番及び金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市野町1丁目3番27号 金山 明弘	道路 金沢市所管の法定外公共物の一部
金沢市荒屋町二1番1	金沢市窪4丁目433番地 得田 恵	

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,287人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,439人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第56号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

121,439人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第57号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準

用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,287人

●金沢市選挙管理委員会告示第58号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成25年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

60,720人

監 査 公 表

●金沢市監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成25年12月11日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	福	田	太	郎
金沢市監査委員	新	村	誠	一

第 1 監査の概要

1 監査対象の団体名、所在地及び所管・関係局課

団 体 名	所 在 地	所 管 ・ 関 係 局 課
公益財団法人 金沢文化振興財団	金沢市柿木畠 1 番 1 号	都市政策局 歴史文化部 文化政策課、歴史建造物整備課 都市政策局 企画調整課 都市整備局 緑と花の課 教育委員会 生涯学習部 生涯学習課
公益財団法人 金沢市スポーツ事業団	金沢市泉野出町 3 丁目 8 番 1 号	市民局 市民スポーツ課
公益財団法人 金沢子ども科学財団	金沢市西町三番丁16番地	教育委員会 学校教育部 学校指導課
公益社団法人 金沢職人大学校	金沢市大和町 1 番 1 号	都市政策局 歴史文化部 歴史建造物整備課
公益財団法人 金沢国際交流財団	金沢市本町 1 丁目 5 番 3 号	市長公室 国際交流課

2 監査を執行した監査委員

西村賢了、中島秀雄、福田太郎、新村誠一、田中 仁

なお、田中 仁は平成25年9月19日に退任し、代わって同月24日に新村誠一が就任した。

3 監査の範囲

平成24年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた平成25年度及び平成23年度以前の事務を含む。）

4 監査の期間

平成25年7月25日から同年11月25日まで

5 監査の方法

監査は、出資団体の事業の運営が出資目的に沿って行われているか、補助金等を受けている団体の当該補助金等に係る収支の会計経理が適正か、公の施設の管理に係る事務が適正かを主眼として実施した。

監査に当たっては、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、抽出により事業の実施状況、経営成績、財政状態及び経理状況について調査を行うとともに、関係帳票の照合、通査及び関係職員から説明を聴取した。

また、施設の管理等状況について管理を行わせている施設の一部を実査した。

主な監査帳票

公益財団法人 金沢文化振興財団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為何書、事業計画書、補助金等交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、公の施設の管理に関する協定書
公益財団法人 金沢市スポーツ事業団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為何書、事業計画書、補助金等交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、公の施設の管理に関する協定書
公益財団法人 金沢子ども科学財団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為何書、事業計画書、補助金等交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類
公益社団法人 金沢職人大学校	定款及び財務規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為何書、事業計画書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、公の施設の管理に関する協定書
公益財団法人 金沢国際交流財団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為何書、事業計画書、補助金等交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類

6 団体の概要

(1) 公益財団法人 金沢文化振興財団

ア 設立及び目的

金沢市が有する伝統文化の継承と振興を図り、もって、本市における市民生活の充実と文化都市としての発展に寄与することを目的に昭和63年7月に設立され、平成23年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産20,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（平成24年度）

金沢文化振興財団運営事業補助 51,306千円

(ウ) 指定管理の状況（平成24年度）

指定管理委託料 464,782千円

施 設 名
金沢市立中村記念美術館、金沢くらしの博物館、金沢市立安江金箔工芸館、金沢ふるさと偉人館、泉鏡花記念館、金沢湯涌夢二館、金沢蓄音器館、前田土佐守家資料館、室生犀星記念館、徳田秋聲記念館、金沢市老舗記念館、金沢文芸館、金沢湯涌江戸村、鈴木大拙館、旧高峰家・旧検事正官舎、松声庵
計16施設

印は実査を行った施設である。

(2) 公益財団法人 金沢市スポーツ事業団

ア 設立及び目的

金沢市民の健康増進及びスポーツの振興に関する事業を実施し、市民の心身の健全な発達と健康で活力のある生活の形成に寄与することを目的に昭和56年9月に設立され、平成24年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

- (ア) 出資状況  
基本財産10,000千円の全額（出資割合100%）
- (イ) 補助金等の交付状況（平成24年度）  
金沢市スポーツ事業団運営費補助 80,285千円
- (ウ) 指定管理の状況（平成24年度）  
指定管理委託料 409,287千円

施 設 名
金沢市総合体育館、金沢市営城北市民体育館、金沢市営城南市民体育館、金沢市営城東市民体育館、 金沢市営城西市民体育館、金沢市営森本市民体育館、金沢市営浅野川市民体育館、金沢市営中央 市民体育館、金沢市額谷ふれあい体育館、金沢市営東金沢スポーツ広場、金沢市営城北市民テニスコート、 金沢市営西金沢テニスコート、金沢市営西金沢少年運動広場、金沢市営大徳テニスコート、 金沢市営城東テニスコート、屋外スポーツ施設等21施設
計36施設

印は実査を行った施設である。

(3) 公益財団法人 金沢子ども科学財団

ア 設立及び目的

金沢市に在住する児童生徒等の課外における科学的な活動などを支援するとともに、その普及・発展に努め、科学の心を育むことを目的に平成12年12月に設立され、平成23年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

- (ア) 出資状況  
基本財産30,000千円の全額（出資割合100%）  
子ども科学振興基金（運用財産）200,000千円の全額（出資割合100%）
- (イ) 補助金等の交付状況（平成24年度）  
金沢子ども科学財団運営費補助 31,266千円

(4) 公益社団法人 金沢職人大学校

ア 設立及び目的

金沢に残る伝統的で高度な職人の技の伝承及び保存並びに人材の育成を行うとともに、資料の収集、調査及び公開を図ることにより、文化財等の修復を通じ、匠の技への高い社会的評価と職人の地位向上、さらには伝統文化に対する一般の理解と関心を深めることを目的に平成8年8月に設立され、平成24年4月からは公益社団法人に移行している。

イ 本市との関係

- (ア) 出資状況  
基本財産10,000千円の全額（出資割合100%）
- (イ) 指定管理の状況（平成24年度）  
指定管理委託料 52,933千円

施 設 名
金沢職人大学校

(5) 公益財団法人 金沢国際交流財団

ア 設立及び目的

金沢を中心とした地域において、地域の特性を生かし、活力にあふれた国際交流活動を実施することにより、市民レベルの相互理解と友好親善の促進を図るとともに、国籍や文化などの異なる人々が、互いの違いを認めあい、地域の構成員として共に生きていく社会の実現を図り、金沢の一層の発展に寄与し、もって普遍的な国際平和をめざすことを目的に平成元年3月に設立され、平成24年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

- (ア) 出資状況



基本財産20,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（平成24年度）

金沢国際交流財団国際交流事業補助 30,728千円

第2 監査の結果

1 公益財団法人 金沢文化振興財団

出資団体の事業の運営、補助金等に係る収支の会計経理、公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を要する事項等があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、団体理事長及び所管課長に通知し改善を促したので、記述を省略した。

[改善意見（改善が望まれる事項）]

招待券の発行について、現状の取扱いを見直すとともに、要綱等に基準を設けて適切に取り扱うことが望まれる。

【都市政策局 歴史文化部 文化政策課】

2 公益財団法人 金沢市スポーツ事業団

出資団体の事業の運営、補助金等に係る収支の会計経理、公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

3 公益財団法人 金沢子ども科学財団

出資団体の事業の運営、補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

4 公益社団法人 金沢職人大学校

出資団体の事業の運営、公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

5 公益財団法人 金沢国際交流財団

出資団体の事業の運営、補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

●金沢市監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年12月11日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	福	田	太	郎
金沢市監査委員	新	村	誠	一

1 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成25年11月21日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局福祉総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年8月11日（平成21年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>公有財産の管理について</p> <p>建物等の維持管理について、多数の市民が利用する施設にあっては建築基準法により建築物等の劣化状況等の定期点検が義務付けられているところ未だ実施されていないので、市有施設の管理及び建築専門部局等と協議のうえ、早急に実施する必要がある。</p>	<p>指摘のあった施設の劣化状況の定期点検については、平成25年2月に実施した。今後も施設の安全性の確保に努めていきたい。</p>

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成25年第12回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年12月11日

金沢市農業委員会  
会長 朝 倉 忍

- 1 日時  
平成25年12月20日午後3時
- 2 場所  
金沢市議会第3委員会室
- 3 議案
  - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
  - (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (4) 農地法第5条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定について
  - (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
  - (6) 非農地証明願について
  - (7) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第33号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年12月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

- 1 平成25年8月1日から同年10月31日までの原料の平均価格等
  - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 78,060円
  - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 86,150円
  - (3) 1トン当たり平均原料価格 79,350円
- 2 原料価格変動額 15,600円  
算式 79,350円（1トン当たり平均原料価格） - 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格） = 15,600円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 + 15,600円（原料価格変動額） / 100円 × 0.082円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に12.79円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。
- 4 平成26年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	239円75銭

B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	237円75銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	225円25銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	223円42銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	218円42銭

●金沢市公営企業告示第34号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年12月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成25年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格

1トン当たり 86,150円

- (2) 原料価格変動額 1,800円

算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格） - 86,150円（1トン当たり平均原料価格） = 1,800円（100円未満切捨て）

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 1,800円（原料価格変動額） / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から3.68円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成26年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	418円15銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	409円5銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成25年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格

1トン当たり 86,150円

- (2) 原料価格変動額 1,800円

算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格） - 86,150円（1トン当たり平均原料価格） = 1,800円（100円未満切捨て）

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 1,800円（原料価格変動額） / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から3.68円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成26年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	418円23銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	409円13銭

## 3 南森本供給地点群

- (1) 平成25年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格

1トン当たり 86,150円

- (2) 原料価格変動額 1,800円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 86,150円(1トン当たり平均原料価格) = 1,800円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 1,800円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から3.68円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成26年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	397円
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	387円90銭

## 4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成25年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格

1トン当たり 86,150円

- (2) 原料価格変動額 1,800円

算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 86,150円(1トン当たり平均原料価格) = 1,800円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 1,800円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から3.68円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成26年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	440円61銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	431円51銭

平成25年(2013年)12月11日 印刷

発行人

金 沢 市

平成25年(2013年)12月11日 発行

発行者

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所

(株) 共 栄

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地